

## 4039 日ペルー経済連携協定における関税の撤廃及び引き下げの概要

日ペルー経済連携協定では、両国間の往復貿易額の約 99%（日本からの輸出額の約 99%、ペルーからの輸入額の約 99%）についてこの協定の発効から 10 年以内に関税が撤廃されます。

### I. 農林水産品分野について

#### 1. 日本の主な譲許内容

##### (イ) 農産品

- ・即時関税撤廃：アスパラガス（生鮮）
- ・段階的関税撤廃：アスパラガス（調製品）、オレンジ
- ・関税割当：豚肉、鶏肉、とうもろこし（菓子用・飲料用）

##### (ロ) 林産品

- ・即時関税撤廃：製材

##### (ハ) 水産品

- ・段階的関税撤廃：アメリカおおあかいか

#### 2. ペルーの主な譲許内容

- ・即時関税撤廃：清酒
- ・段階的関税撤廃：りんご、柿、梨、緑茶

### II. 鉱工業品分野について

#### 1. 日本の主な譲許内容

日本に輸入される鉱工業品のほぼすべてが即時関税撤廃されます。

#### 2. ペルーの主な譲許内容

##### (イ) 自動車

- ・段階的関税撤廃：乗用車、二輪車

##### (ロ) 電気・電子機械

- ・即時関税撤廃：テレビ、ブルーレイディスクレコーダー
- ・段階的関税撤廃：リチウムイオン電池

##### (ハ) 鉄鋼製品

- ・段階的関税撤廃：鉄鋼製ボルト・ナット